

# 寄付金取扱規程

(2022年4月1日施行)

## (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ライフル射撃協会(以下「本協会」という。)定款第48条第4項及び本協会会計処理規程第16条の規定を実施するため、本協会が受領する寄附金の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

## (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1. 一般寄附金 本協会の会員又は本協会の会員を含む広く一般社会に常時募金活動を行うことにより受領する寄附金
  2. 特定寄附金 本協会の会員又は本協会の会員を含む広く一般社会に、用途を特定して一定期間募金活動を行うことにより受領する寄附金
  3. 特別寄附金 前各号のほか、個人又は団体から受領する寄附金
- 2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権が含まれるものとする。

## (一般寄附金の募集)

第3条 本協会は、一般寄附金を常時募ることができる。

- 2 一般寄附金は、寄附金総額の半額以上を本協定会款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

## (特定寄附金の募集)

第4条 特定寄附金を募集するときは、募集総額、募集期間、募集対象、募集理由、次項に規定する資金用途その他必要な事項を説明した書面(以下「募金目論見書」という。)を理事会に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 特定寄附金は適正な募集経費を控除した残額の総額を、本協定会款第4条の公益目的事業の全部又は一部に使用することとして資金用途を定めなければならない。
- 3 前項の場合において、適正な募集経費は募集総額の30%以下でなければならない。

## (募金目論見書の交付等)

第5条 特定寄附金を募集するときは、募金目論見書を募金の対象者に事前に交付しなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、ホームページ(電磁的方法により不特定多数の者が公開すべ

き内容である情報の提供を受けることができる状態に置く措置であって、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものをいう。第7条において同じ。) により募金目論見書を公開し、これに賛同して寄附した者へは、事後に交付することができる。

#### (受領書等の送付)

第6条 一般寄附金又は特定寄附金を受領したときは、遅滞なく礼状、受領書及び第4条第1項の募金目論見書を寄附者に送付するものとする。

2 前項の受領書には、本協会の公益目的事業に関連する寄附金である旨、寄附金額及びその受領年月日を記載するものとする。

#### (募金に係る結果の報告)

第7条 本協会は、特定寄附金の募集期間終了後速やかに寄附金総額、資金使途の予定その他必要な事項を記載する報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページによる公開に代えることができる。

2 本協会は、特定寄附金の支出が完了したときは、当該寄附金の収支に係る収支決算書及び当該支出による効果などを記載した報告書を寄附者に交付するものとする。ただし、ホームページによる公開に代えることができる。

#### (特別寄附金)

第8条 本協会は個人又は団体から特別寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者により資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を受けなければならない。

3 寄附金が次の各号に該当する場合又はそのおそれのある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受けるとき

1. 寄附者とその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となるとき
2. 寄附金の受け入れに起因して、本協会に著しい資金負担が生ずるとき
3. 前3号に掲げる場合のほか、本協会の業務の遂行上支障があると認められるとき及び本協会が受け入れるには社会通念上不相当と認められるとき

#### (情報公開)

第9条 本協会が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び

閲覧等の措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第 10 条 寄附者に関する個人情報については、別に定める公益社団法人日本ライフル射撃協会文書(磁気データ)・情報管理ガイドラインに基づき、保護するものとする。

(改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

(細則)

第 12 条 この規程に定めるもののほか、本協会が受領する寄附金に関し必要な事項は、会長が定める。

(附 則)

この規程は、2022年4月1日から施行する。